

亜硝酸態窒素に係る水質基準の設定等について

1. 概要

水質基準等については、平成 15 年の厚生科学審議会答申において、最新の科学的知見に従い、逐次改正方式により見直しを行うこととされ、厚生労働省では水質基準逐次改正検討会を設置し所要の検討を進めているところである。

平成 25 年 3 月開催の厚生科学審議会生活環境水道部会において了承された、亜硝酸態窒素等に係る水質基準等の見直しの方向性を踏まえ、次のとおり改正する。

(1) 水質基準の改正等について

平成 25 年 7 月 22 日付けで食品安全委員会より通知された、水道により供給される水の水質基準改正に係る食品健康影響評価（亜硝酸態窒素）（参考 1）に基づき、「水質基準に関する省令」（平成 15 年厚生労働省令第 101 号）の一部を改正し、亜硝酸態窒素に係る基準（0.04mg/L）を追加するとともに、「水道法施行規則」（昭和 32 年厚生省令第 45 号）、「水道施設の技術的基準を定める省令」（平成 12 年厚生省令第 15 号）及び「給水装置の構造及び材質の基準に関する省令」（平成 9 年厚生省令第 14 号）について所要の改正を行うこととし（表 1）、平成 25 年 8 月 23 日～9 月 23 日の間、パブリックコメントの募集を行った。

加えて、それぞれの検査方法に係る告示等の改正を行うこととし、平成 25 年 10 月 31 日～11 月 30 日の間、パブリックコメントの募集を行った。

表 1 亜硝酸態窒素に係る水質基準等の設定案

		基準案等
水質基準		0.04 mg/L 以下であること
薬品基準		0.004 mg/L 以下であること
資機材材質基準		0.004 mg/L 以下であること
給水装置浸出性能基準	水栓その他末端給水用具	0.004 mg/L 以下であること
	末端以外の給水用具又は給水管	0.04 mg/L 以下であること
検査回数等（水道法施行規則）		「硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素」の項目と同等

【参考】亜硝酸態窒素に係る水質基準の設定を踏まえ、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則」（昭和 46 年厚生省令第 2 号）においても、第 4 条に基づく飲料

水の水質検査項目の一部を改正するほか、所要の措置を講ずることとしている。

(2) 水質管理目標設定項目に係る改正について

水質管理目標設定項目のうち、アンチモン及びその化合物、ニッケル及びその化合物、並びに農薬類の対象農薬リストに掲げる農薬のうち2物質（トリクロロホン及びメコプロップ）について、それぞれ目標値を見直し、健康局長通知「水質基準に関する省令の制定及び水道法施行規則の一部改正等について」（平成15年健発第1010004号）を改正することとし（表2）、平成25年8月23日～9月23日の間、パブリックコメントの募集を行った。

表2 アンチモン、ニッケル及び農薬類の目標値の見直し案

項目	現行目標値	新目標値（案）
アンチモン及びその化合物	0.015mg/L 以下	0.02mg/L 以下
ニッケル及びその化合物	0.01mg/L 以下（暫定）	0.02mg/L 以下
トリクロロホン（DEP）	0.03mg/L 以下	0.005mg/L 以下
メコプロップ（MCP）	0.005mg/L 以下	0.05mg/L 以下

また、平成25年3月開催の厚生科学審議会生活環境水道部会において了承された農薬類の目標値の見直し案のうち、表2に掲げる2項目を除く農薬類10項目（表3）の目標値の設定案について、平成25年12月6日～平成26年1月5日の間、パブリックコメントの募集を行っている。

表3 農薬類の目標値の設定（案）

項目	現行目標値	新目標値（案）
オキサジクロメホン	—	0.02mg/L 以下
オリサストロビン	—	0.1mg/L 以下
カズサホス	—	0.0006mg/L 以下
グルホシネート	—	0.02mg/L 以下
ジチオカルバメート系農薬	—	0.005mg/L 以下（二硫化炭素として）
チアジニル	—	0.1mg/L 以下
ピラクロニル	—	0.01mg/L 以下
フェントラザミド	—	0.01mg/L 以下
ベンゾビシクロン	—	0.09mg/L 以下
メタム（カーバム）	—	0.01mg/L 以下

2. 意見募集の結果等

「亜硝酸態窒素の水質基準項目への追加等について（案）」については24件、「アンチモン、ニッケル及び農薬類の目標値の見直しについて（案）」については4件の意見が寄せられた。詳細については参考2に示すとおり。

また、給水装置及び水道用資機材等の浸出性能基準等の改正については、「貿易の技術的障害に関する協定（TBT協定）」に基づきWTOへ通報し、平成25年9月23日から60日間（平成25年11月22日まで）加盟国からのコメントを受け付けたところ、各国より内容に関する質問・意見はなかった。

3. 今後の予定

年度内に開催予定の厚生科学審議会生活環境水道部会において審議の上、1（1）に掲げる省令及び告示並びに（2）に掲げる通知等の改正を行い、いずれも平成26年4月1日から施行する。